

# 幼児教育無償化等かかる所要経費

## 1. 幼児教育無償化等による補正額

単位:百万円

	歳出	歳入	一般財源	主な区財政への影響
区立特定教育施設・保育施設※	0	△ 444	444	無償化対象者分の保育料収入の減
私立特定教育施設・保育施設※	81	424	△ 343	無償化対象者分の保育料収入の減 ※保育料減分に対する国・都補助(国1/2、都1/4)あり ※国基準保育料で算定
私立幼稚園(旧制度)※	818	1,090	△ 272	補助金の増(無償化対象者について月額上限28,500円を補助)
認可外保育施設	772	584	188	補助金の増(無償化対象者について月額上限37,000円を区が負担) ※0-2歳は月額上限 42,000円
計	1,671	1,654	17	

※幼稚園における預かり保育の無償化による影響について、半期ごとの償還払いであり下半期請求が4月以降と見込まれるため、今次補正に計上せず、令和2年度当初予算で計上とする。

地方負担分について、無償化初年度は全額国負担となっている。そのため同額を地方特例交付金で見込む。

## 2. 幼児教育無償化による影響(令和2年度以降)

単位:百万円

	影響額(一般財源増加額)		H31.1月時点からの主な変更点
	H31.1月時点	R1.5月時点	
区立特定教育施設・保育施設	983	1,024	
私立特定教育施設・保育施設	606	△ 682	公定価格に対する国・都交付金の増 区基準保育料→国基準保育料
私立幼稚園(旧制度)	711	△ 431	現行の就園奨励相当部分への歳入増
認可外保育施設	237	386	・無償化対象者への東京都の利用支援部分上乗せ ・東京都の多子支援実施による増
計	2,537	297	